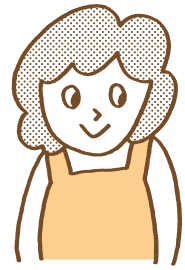


● 協働を担う多様な主体に期待される役割は？

地域づくりの主体である、地域住民、地域活動団体、企業、行政がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら地域の課題等に関して共通の認識を持って取り組むことが、よりよい地域づくりにつながります。

また、いくつかの原則(ルール)も必要です。



① 地域住民

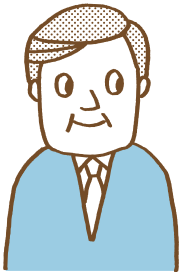
- 自らが地域社会の一員であり、地域づくりの担い手であることを自覚する
- 地域に関心と愛着を持ち、地域づくりへの理解を深める
- 進んで地域づくり活動に参加・参画するように努める



② 地域活動団体

(NPO法人やボランティア団体、自治会など)

- それぞれの目的に従い、自発的かつ主体的に地域づくりに取り組む
- 地域住民に地域づくり活動への参加や支持・支援を呼びかける



③ 企業(事業者)

- 地域社会の一員として、進んで地域づくりに参加・支援するよう努める
- 社員の地域づくり活動への参加についても配慮する



④ 行政

- 地域づくり活動を行う様々な担い手と協働してサービス提供に当たる
- 自らも地域社会の一員として、地域づくりに積極的に参加する
- 公共サービスや地域づくり活動の情報を積極的に提供する
- 地域が協働を進める上で必要な話し合いの場の提供やきっかけづくり、仲介などの支援を行う

● 協働することでどんなメリットがあるの？

① 多様化するニーズへの適切な対応

それぞれの特性を活かして協働することで、柔軟かつ迅速、適切に住民ニーズに対応できる。

② 新しい地域社会の仕組みづくりの促進

多様な主体が関わることで、地域づくりへの住民の参加が促進され、新しい地域社会の仕組みづくりの輪が広がる。

③ 行政サービスの効率化

多様な主体の持つ資源等を有効活用でき、効率的に高品質のサービスを提供できる。

④ 相乗効果

多様な主体がそれぞれの強みをより活かし、弱点を補い合う相乗効果が期待できる。

みんなが対等のパートナー

多様な主体による協働の9原則

① 対等な関係の保持

それぞれの対等な関係を前提とした、自由な意志に基づく協働

② 自主性・自立性の尊重

協働のパートナーはそれぞれ自立し、自主性を重視する

③ 相互理解

お互いの立場を理解し、信頼関係を構築する

④ 目的・目標の共有

何を「目的」とし、いつまでにどれだけ成果をあげるかの「目標」を共有する

⑤ 情報公開

取り組み内容を広く公開し、多くの地域住民の関心や理解を高める

⑥ 機会平等

協働を希望する主体に対する機会の平等を確保する

⑦ 役割分担

各主体の役割や責任分担を明確にし、効率的・効果的に取り組む

⑧ 時限性の確保

目標達成の期限を定め、緊張感を維持することが必要なケースもある

⑨ 評価の実施

目標としていた成果が得られたか相互に評価・点検し、課題を次回に活かす

● 県の果たすべき役割は？



協働の地域づくりは、「自分たちの地域を自分たちで良くしていく」という意識をもって進めなければなりません。県では、協働の取り組みを広げるため、気運の醸成や地域活動団体の支援、また、人材育成や情報提供などの環境整備を行います。

…………… 県と市町との役割分担 ……………

- 市町は、地域住民に最も身近な行政組織として、地域における協働の基盤づくりや環境づくりなど、それぞれの地域にふさわしい施策を自らの活動として展開していくことが求められます。
- 県は、市町と連携しながら、広域的な基盤づくりや環境づくり、先駆的な取り組みの普及など、市町で対応が困難な施策や共通する施策のほか、市町の主体的な取り組みを促進していく役割を担うことが求められます。

施策展開の方向性

実行計画

具体的には

1 地域づくり活動への理解や参加促進

① 地域づくり活動の普及啓発

● 地域活動団体等の意義や役割への理解を深めてもらうための広報・普及啓発

② 地域づくり活動を体験・学習する機会の提供

● ボランティア活動の体験・学習機会の提供
● スキルを活かしたボランティア(プロボノ)の普及やマッチングを支援

③ 市町ボランティアセンター等の連携・協力体制の強化

● ボランティア団体を支援する組織間の情報共有やネットワーク化の促進

2 地域活動団体の基盤強化

① 地域活動団体の基盤強化

● 組織運営や人材育成などの講習会を実施

② 地域活動支援組織の連携・強化

● ネットワーク化、情報共有による支援体制の構築

③ 資源循環の仕組みの普及促進

● 多様な主体が持っている社会資源(資金・物品・人材・情報・サービス等)を循環させる仕組みづくりを進める

3 協働のための環境整備

① 協議体の設置と協働への支援・普及

● 多様な主体が地域づくりを議論する円卓形式の協議体を設置
● 地域の課題を連携して解決するモデル的な取り組みの支援・普及

② 協働をコーディネートできる人材の養成

● 地域づくり活動に取り組んでいる様々な分野の人材を、専門性の高い協働コーディネーターとして養成

③ 民が民を支える協働の推進

● 多様な主体の出会いの場づくりなど連携・協働の気運を醸成

4 地域活動団体と行政との協働の推進

① 職員の意識改革・地域づくり活動への参加機会の拡大

● 「やってあげる」から「一緒にやる」への意識改革
● 地域住民の1人として、職員が地域づくり活動に参加する機会を拡大

② 県の体制整備

● 多様な主体による協働の推進に向けた体制の整備

③ 協働の推進に向けた県と市町との連携

● 協働推進リーダーを養成し、県と市町が連携して取り組む
● 地域における協働に対する理解の促進や実践に向けた支援を行う